

安倍首相による検察、警察の私物化 新型コロナ危機の陰で進む民主主義・法の支配の崩壊

小西 洋之（参議院議員）

.....
 メディアは新型コロナウイルスの感染拡大のニュース一色になり、「桜を見る会」の問題も黒川氏の違法な定年延長問題もすっかり影をひそめてしまったが、民主主義の根幹を揺るがすこれらの問題を放置しておいていいはずがない。いま、この国の「法の支配」は確実に崩れている。

黒川氏にとどまらず、全ての検察官の定年後の勤務延長（＝定年延長）を制度化する国家公務員法の「改正」法案が国会提出される中で、国立公文書館から1981年当時の国公法改正に際する「想定問答集」を見つけた小西洋之参議院議員にお話を伺った。聞き手は本誌の石塚さとし発行人。

.....

■内閣法制局審査資料を辿って見つけた「想定問答集」

——黒川弘務東京高検検事長の勤務延長が閣議決定され、その是非が議論されている最中に、小西議員は総理府人事局が

作成した国家公務員の定年制度創設時の想定問題集を国立公文書館で発見されました。これには多くの人たちが拍手を送りましたが、この資料に突き当たることができた経過について、教えていただけますか。

小西 この問題の核心は、黒川氏の勤務延長が違法かどうかです。それは、国家公務員法の立法意思に基づく根本解釈において検察官の勤務延長が適用除外とされているかどうかで決まります。法律の根本解釈は立法時の国会答弁にあります。その会議録では「検察官に定年制は適用されない」としか答弁されておらず、それに対して森法務大臣は「定年制度の一部である勤務延長そのものが適用除外とは言われていない」などと詭弁を弄していました。そこで、その国会答弁の基である究極の根本解釈文書たる内閣法制局の審査資料を探したのです。

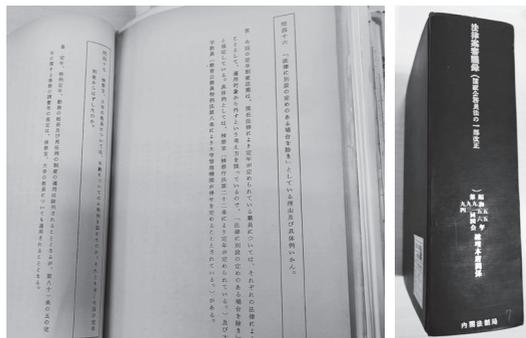
最初に国家公務員法を所管している人事院に尋ねると、人事院は探した結果として「ない」と言うのです。私が、「本当にないのなら文書で回答を」と言ったら、ないことを文書で回答してきたのです。これは隠へいはいしてないなと思ひ、この法律を起草したのが当時の総理府人事局でしたので、その後身である内閣人事局にも資料を探させたのですが、そこでも「ない」ということでした。35年前の文書でもあり普通ならここで諦めるところかもしれませんが、私は元官僚の経験から、審査庁である内閣法制局にも同じ資料が保管され法制局は審査資料を絶対に捨てないことを知っていたので、内閣法制局に提出要求をしたのです。

内閣法制局は当初、要領を得ないはぐらかしのようなこと

を言っていました。確かに当時の資料が存在し、それが国立公文書館に移管されていることがわかったので閲覧に行きました。そこには、当時法案を審査した法制局の参事官がまとめたファイルがあり、その中に法案を起草した総理府人事局が作った「国会想定問答集」がありました。想定問答とは、「国会で、こういう質問を受けたらこう答えます」という基本答弁で、それは法制局の審査を受けた政府統一見解です。そこには、検察官の勤務延長そのものが適用除外であることが明確に書かれてあったのです。

この「国家公務員法の一部を改正する法律案（定年制度）想定問答集」（昭和55年10月総理府人事局）の「問47」「検察官、大学の教員については、年齢のみ特例を認めたのか」という質問に対して、「定年、特例定年、勤務の延長および再任用の制度の適用は除外されることとなる」と、明確な「答」が書いてあります。まさに、黒川氏の勤務延長ための解釈変更が違法無効であることの決定的な証拠です。

——今回、安倍内閣は黒川氏の勤務延長を閣議決定する際に、内閣法制局はその内容を審査しているのでしょうか、その段階で内閣法制局は小西議員が見つけた資料がすでに存在していることを知っていたことになりませんか。



国立公文書館で発見した審査ファイルと想定問答集

小西 それは重要な指摘です。国立公文書館にあったので内閣法制局は知らなかったように思えるのですが、実は法制局は1月17日に法務省から突如、解釈変更で勤務延長を検察官にも適用したいという相談を受けて、国立公文書館から当時の資料を取り寄せていました。そして、その17日から21日の過程で、法制局の参

事官は「立法時にこういう国会想定問答がある」という事実を法務省に見せています。かつ、参事官は「想定問答集」の答弁を法制局長官にも見せているのです。にもかかわらず、法制局は法務省が作ってきた解釈変更のペーパーに何ら変更を加えることもなく「意見なし」と21日に法務省に回答したのです。ですから、まさに確信犯であって、内閣法制局と法務省で法律殺しをやっているのです。普通に考えれば「想定問答集」の答弁を見つけた段階で解釈変更を諦めて閣議決定などできないはずですが、何が何でも黒川氏を検事総長にす

■検察官出身の法務官僚を使った空前絶後の違法行爲

——小西議員が「想定問答集」を見つけたことで閣議決定の違法性が明確になったのに、森法務大臣はまったく意味の分からない答弁を繰り返しています。検察官も一般職の国家公務員であり、検察庁法は退職の年齢と時期の特例だけを定めていてそれ以外は一般法である国家公務員法が適用できると言いますが、普通に解釈をすれば、勤務延長は認められないと理解するのが当たり前だと思います。

小西 森法務大臣は、「勤務延長は適用除外」と明記した想定

問答集「問47」について、「それは当時の解釈であって、国家公務員法に検察官は勤務延長できません」とは明記されていない」と、苦し紛れの答弁をしています。ところが、私が見つけた想定問答集に、まさに検察官を排除する明文規定があることが書いてあります。国家公務員法の81条の2には「法律に別段の定めがある場合を除き」という文言がありますが、なぜそういう規定がわざわざ設けられているのかと言え、想定問答集「問46」の『法律に別段の定めがある場合を除き』としている理由及び具体例いかん」との問いに対する「答」として「今回の定年制度の法案（注：国家公務員法の改正案）は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を採っているので、『法律に別段の定めがある場合を除き』と規定している」と書かれています。そして、「具体例としては、検察官及び大学教員がある」と明記されています。つまりこの条文は、「検察官は勤務延長を含む定年制度の適用除外とする」と日本語で書いてあるのと法的に全く同じなのです。ですから、森大臣が言っているのは完全な嘘であり、違法無効な主張となります。

この解釈変更がなぜ違法なのかと言え、当時の政府の立法意思と、それを是として議決をした国会の立法意思が、ともに「法律に別段の定めのある場合を除き」という文言を規

定した際に「検察官を除く」ための条文（法規範と決めていたからです。ですから、検察官に勤務延長を適用するには、もう一度「検察官にも勤務延長を含む国公法の定年制度を適用する」という条文案を国会に出して、それを議決しなければ、国会を唯一の立法機関とする国民主権と議会制民主主義そのものが成り立たなくなるのです。今回の解釈変更は既存の法律の枠をはみ出した新たな立法行為そのものですから、政府が立法機関になり、国会が国会でなくなってしまうのです。

つまり、実は、「勤務延長は適用除外」と明記された「問47」よりも、国家公務員法81条の2「法律に別段の定めがある場合を除き」の規定の立法意思及び根本解釈を示した「問46」の方が法的にはより重要な発見とも言えるのですが、このことから安倍政権の「合法の主張の核心」を真っ正面から論破し、解釈変更の違法無効のより根本的な証明ができます。

もともと検察庁法は戦後すぐからあり、検察官の世界には検察庁法22条で定年制がありました。そこに、昭和56年に国家公務員法81条の2で一般職の定年制度ができたのです。両方の条文に共通するポイントは3つです。一つは「辞めさせる規範」です。定年制度の本旨は公務員の身分保障の例外（分限制度）ということにあり、定年に達したらどんなに働きたいと言っても「強制的に辞めさせる」という法規範です。あとは辞めさせる年齢と時期です。60歳か63・65歳なのか、



小西 洋之さん

年度末に辞めるのか、誕生日に辞めるのか、ということです。辞めさせる規範と年齢・時期の規範が書いてあるのは、どちらの法律も同じです。

よって、国家公務

員法81条の2の「法律に別段の定めのある場合を除き」という規定の「別段の定め」とは当然に検察庁法22条という法律の条文にある三つの規範であるはずですが、昭和56年から解釈変更のプロセスが終了した本年1月24日までは（法制局審査の後、1月22日から24日まで法務省は人事院と協議をしていた）、安倍政権もそのようにこの「別段の定め」を解釈していたと答弁しています。ここで、今回の解釈変更の肝（核心）ですが、安倍政権はこの「別段の定め」によって除外されているのは年齢と時期の規範だけで、検察官は81条の2の「辞めさせる規範」から除外されず、従来の検察庁法22条の「辞めさせる規範」と合わせて二つの「辞めさせる規範」によって退職させられている職員であるという解釈に立つことにしたということです。なぜ、こんな無茶を言い出したかというと、勤務延長を定めた国公法の81条の3には「定年に達した職員が前条

第1項（つまり81条の2）の規定により退職すべきこととなる場合において」と書いてあり、その後に「引き続き勤務させることができる」と明記されているからです。つまり81条の3の勤務延長の制度は、81条の2の規定により退職すべきこととなる職員にしか使えません。そこで法務省は、無理やり81条の2の「辞めさせる規範」で退職している職員の中に検察官も含まれるという世界を捏造しなければならなかったのです。

これが「解釈変更の合法の主張の核心」ですが、しかし、これは「法律に別段の定めのある場合を除き」という規定を定年制度から検察官を除外するために設けるという立法意思と真つ向から矛盾する主張になります。なぜなら、定年制度の根幹は「辞めさせる規範」にあるのですから。この点、「問47」の「検察官については、年齢についてのみ特例を認めたのか。」に対する「定年・・・及び勤務延長・・・の制度の適用は除外される」との「答」は、①検察官には81条の2の定年制度の年齢（や時期）の規範だけでなくその根幹たる「辞めさせる規範」が適用除外され、また、②勤務延長制度を定めた81条の3の明文で求められている81条の2の「辞めさせる規範」が検察官には適用除外されることが当然の前提となっていることを証しています。

なお、政府の主張は事実から見るとオカルト話です。1月

24日の解釈変更完成前は、日本国の検察官は検察庁法22条の「辞めさせる規範」のみによって定年退官していたのに、解釈変更後は検察庁法22条プラス国家公務員法81条の2という二つの規範で辞めさせられていると答弁しているのです。しかし、さすがの法務省もそこまで手が回らなかったのか、1月24日以降に定年退官した検察官に対する森法務大臣名による退官通知書を提出させると、そこには「検察庁法第22条により定年退官」としか書いていないのです。解釈変更が違法無効であることの完璧な「物証」です。

——要するに今回の解釈変更と黒川氏の勤務延長は何法違反なのでしょか。

小西 今回の解釈変更と勤務延長は、一言でいうと、検察官による国家公務員法の乗っ取り行為、強奪行為であり、これは、国家公務員法と検察庁法の二つの法律に違反する暴挙です。黒川検事長の存在そのものが違法です。本来ならば、検察官が一般法たる国家公務員法の世界に入って81条の2を使いたいと言っても、「法律に別段の定めがある場合を除き」と書いてあるのですから、「お前らは入れないんだよ。しかも、お前らの法律で検事総長は65歳、それ以外の者は63歳で退官

と書いてあるだろ。」というだけの話です。しかし、国家公務員法の解釈権を有する人事院は法務省を蹴り飛ばすどころか、81条の2の「別段の定め」を法務省に好き勝手に解釈させ、挙げ句は人事院規則を使わせて黒川氏の勤務延長を許してしまつた。しかし、森大臣が言っていることは論理も何もない暴論で、私の質疑で詰められて耐えきれなくなつたので、「福島

の検察官が逃げ出した」などとうめいたのです。それで、世の中は盛り上がり、国会も一時中断しましたが、あれは彼女が論理的な追及に耐えきれなくなつただけのことです。

——あれもひどい答弁でした。本当に驚きました。

小西 法務大臣が検察官を愚弄するのはあつてはならないことですが、それよりも法務大臣が検察官出身の法務官僚を使つて空前絶後の違法行為を行い、しかも検察の私物化をしていることの方がよほど悪いことだと思います。それを全力で追及し、「違法の核心」を世論化できていないのは野党の責任です。安民法制以来の野党政治のあり方に強い危機感をもつのです。普通ならば、「想定問答集」を見つけた時点で「勝負あり」のはずで、野党は新型コロナ危機本格化の前に、「これでは国会が唯一の立法機関でなくなり、議会制民主主義が成り立たなくなる。法の支配が減ぶ。」と主張して予算委員会審

議を拒否し国会を止めなければならなかったのです。また、予算審議の間に、想定問答集の文言をもとに政府の解釈変更の違法性を繰り返し波状攻撃する必要がありました。

安倍政権の暴政を阻止するためには、まずは、相手の「合法の主張の核心」を真っ正面から論破することが不可欠です。すなわち、「安倍政権の合法の主張は事実としてどのようなもので、それがなぜ間違っているのか」という「違法の核心」を国会で何度も追及し、それをメディアに報道してもらって世論化する以外に手段がありません。解釈変更の「合法の主張の核心」は「81条の2の『別段の定め』は退職年齢と時期のみの特例であり、81条の2の『辞めさせる規範』は検察官にも及んでいる」というものです。これが、デタラメな主張であることの追及こそが安倍総理が最ももだえ苦しむものであり、その世論化がない限り、阻止できないのです。法務省は検察官出身者が占める日本最強の法律家集団です。それに対峙する弱小な野党の「法の支配を守る力」は決して十分ではありません。法学者や弁護士、メディアを含め社会の総力を挙げた「相手の主張を論破する闘い」が必要なのです。

——森法相のように、「法律にダメだと書いてないからいいのだ」という話になったら、では裁判官もそれでいいのか、と聞いたくなりますね。

したが、それがまさに立法時の時からの考え方として書かれた文書が見つかったのです。

なお、政府は解釈変更が合法であることを「法令解釈のルール」にあてはめて立証する義務があります。法令の解釈は、①当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、②立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、③議論の積み重ねがあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して、論理的に確定されるものとされています。国会で作った法律を執行等のために運用解釈するのは行政ですが、それは好き勝手に解釈できるものではなく、歴代政府が何度も国会答弁してきたこのルールに基づかなければいけません。

私の3月9日の予算委での質疑はこのルールに当てはめて違法の立証を企図したものでしたが、国公法81条の2の「法律に別段の定めのある場合を除き」の解釈は、①当該文言は検察官を勤務延長含む定年制度から除外するとの趣旨のため規定されたものであり、(想定問答集「問46・47」等)、②検察官は勤務延長を含む定年制度から除外すると明記した昭和54年の人事院見解に基づき、当該除外するとの立法意思を持つて内閣が立案し国会が議決したものであり(その背景には「検察官の准司法官としての職務及び責任の特殊性」に係る認識があり)、③「別段の定め」は検察庁法22条であると明記して昭和59年から令和元年まで繰り返し発出されている人事院

小西 そうなのです。裁判官には裁判所法がありますが、それをある日突然解釈変更して、最高裁の事務総局が裁判官は特別職の国家公務員だが一般職の勤務延長も適用できると宣言し、それを人事院が認めるとか何でもありになってしまいます。政府は、検察官も一般職の公務員だから他の公務員と同様に勤務延長ができるのは当然だと言っていますが、検察官は一般職の公務員ではあっても通常の公務員とは違うから勤務延長できないと、検察官の給与に関する法律を作った時に芦田内閣が閣議に提出した資料(検察官について公務員法の特例を認める必要がある理由)に明確に書かれています。

これは福島瑞穂さんが予算委員会に取り上げたものですが、そこには、「二、検察官が『准司法官』として、以上のような地位と職責を持ち、特殊な検察体制を構成している点から見れば、検察官は公務員法では一応『一般職』に含まれているけれども、その任免転退等については一般の行政官吏とは異なる特別の趣旨を定める必要がある」と書かれています。つまり、検察官は一般職の公務員であるが「退」たる「定年退官」は別の制度でなければならぬのだと、ズバリ書いてあるのです。検察庁法の逐条解説では、検察庁法22条の規定は検察官の職務と責任の特殊性によるものと説明しています。我々も検察官には「准司法官」たる立場・機能があるので政治介入ができる余地があること自体がおかしいと言ってます

事務総長通知や検察官の定年退官通知書に示されている法理、国公法81条の2の「辞めさせる規範」は大学教員には及ばないとしていた教育公務員特例法との整合性等、今回の勤務延長は論理的帰結として絶対にクロ(違法無効)になるのです。

■改正国公法は「黒川法案」と名付けなければならない

——政府は、勝手に法解釈を変更する違法な閣議決定をして様々な批判にさらされている中で、3月13日に公務員の定年を65歳に引き上げる国公法改正案を国会に提出してきました。これには勤務延長制度が盛り込まれた検察庁法の一部改正も含んでいます。要は、黒川勤務延長問題を帳消しにして、後から既成事実を上塗りしようとするのだと思います。内閣が判断すれば特例措置が続くというのでは、時の権力の意向次第でいくらかでも検察をコントロールできることになります。

小西 先ほどご説明したように、国家公務員法の解釈変更と黒川検事長の勤務延長は違法無効でできないのですが、法律でそれをできるようにしようとしています。今後この法案が強行採決されてしまえば、日本全国の検察官が法律に基づいて堂々と政治介入を受けることになってしまいます。

ところで、政府は当初から、もともとと公務員全体の定年引

き上げ法案があつて、検察庁法の改正に勤務延長を入れるつもりで作業をしているときに解釈変更の必要が生じたので行つただけだといった主張をしていました。私も、それを信じていました。黒川氏は2月に退職になるので法改正をしていては間に合わないから解釈変更を強行したのだと。ところが、解釈変更を審査した法制局参事官を詰めている時に、彼が「法案は昨年で法制局の部長審査を終えていた。その時の法案には勤務延長の条文はなかった。」と発言したのです。法制局の審査は参事官、部長、次長・長官と進みますが、条文と政策（立法事実）の審査は部長審査で事実上完了します。法律の根本解釈を記した「内閣法制局説明資料」とは部長審査までの資料のことなのです。部長審査以降に新しい条文案などが省庁から出されることは絶対にありません。元官僚の経験からそのことを知っていた私は驚愕しました。結果、明らかになつたことは、昨年10月末か11月頭の段階で部長審査は終了しており、つまり、法務省は検察官には勤務延長はほらないという判断をしていたのに（必要なのであれば改正条文を作り、審査を求めるはず）、12月になって解釈変更を検討し始め、そして1月17日に突如、法制局に解釈変更の審査と法案に勤務延長の条文を入れて作り直してほしいと依頼したのです。これはまさに黒川氏の解釈変更との辻褄合わせのための立法です。いま法務省はそう言いませんが、本来は検察官の世界に

です。検察が私物化されると、最初は政権が悪いことをしても捜査・立件させない程度かもしれませんが、そのうち戦前のように積極的に国民に牙をむき始めると思っています。本当にこの世の終わりではないかと思ひます。

——政府が言うように、検察官にも国家公務員法を適用できず勤務延長ができる解釈したとしても、人事院規則が定めるように高度な専門知識を持っているとか、勤務条件に特殊性があるとか、職務の性質上担当者の交代が業務遂行に重大な障害を生じさせるとか、3つの条件のどれかが必要ですね。でも黒川氏の場合は、余人をもって代え難いということはいつたかないと思ひます。

小西 黒川氏には3つの基準のうちの3つ目を当てはめたのですが、元々要件の文言としてさほど厳しいものではなく、どうにでも解釈できてしまいます。歯止めとしては限界がありました。ちなみに、黒川法案の下ではこの人事院規則の適用も止めて、内閣が検察官独自の勤務延長の条件を定めることになっていきます。繰り返しになりますが、解釈変更を撤回させ黒川法案を阻止するためには、①解釈変更が合法であるという政府の主張の核心を論破しそれを世論化し、また、②黒川法案が「検察官は準司法官であり政治介入を絶対受けて

は勤務延長は政策的に必要なし、政治介入を排除するためにはあつてはならないと考えていたはずで、それが突如、黒川氏一人のために勤務延長があつてもいいし、必要だという判断になり、検察官に関する人事制度そのものが根本的に変わってしまったのです。これは「黒川法案」と名付け、何が何でも阻止しなければならぬ、おぞましい暴挙です。

——今回の解釈変更や改正法案に関して、法務省当局や現場の検察からの反発はないのでしょうか。

小西 法務省の上層部の人たちは信念がないので、検察を政治に売り渡してしまつていますが、「こんなことは検察官出身のあなたたちが最もやってはいけないことだ」と指摘すると、若い法務官僚たちは辛そうな顔をしていますね。また、幹部の中でも良心的な人は、自分たちがやっていることは許されないことだという表情をしています。しかし、検察の独立性をドブに捨て去つてしまふ空前絶後の暴挙に対して、法務官僚が抵抗したという話は聞きません。

黒川氏のための解釈変更と黒川法案をやつた幹部は、法務省の中で「黒川組」として今後は出世していくのだと思ひます。むしろ、黒川氏が存在そのものが法律違反ですから、「黒川組」以外の者は検察の中樞を歩めないと理解するのが自然

はいけない立場であるため、国家公務員一般職の制度から外して検察庁法による独自の人事制度でなければいけない」という憲法の三権分立にも基づく大原則に違反して検察の独立を崩壊させ、かつ、その必要性の立法事実もないのに黒川氏の勤務延長の辻褄合わせのためだけのものだという主張を世論化し、それを反対論の軸に据える必要があるのです。

■警察が「安倍政権の門番」の支配下に

——安倍政権は、内閣人事局の制度を悪用して官僚を支配した上で、さらに検察まで私物化するようになったら、本当に日本も終わりだと思ひます。それこそマックス・ウェーバーが言うところの近代官僚制ではなくなつてしまつたという感じがです。「法律による行政」という概念など、まったく念頭になくなつてしまいました。

小西 法律による行政を踏みにじつたのが、まさにこの解釈変更です。安倍政権以前は、公務員が政治からの距離を保ち、政治的な介入を受けないという組織の自律性があつたのですが、内閣人事局によつて一般公務員の世界でそれが崩壊し、今度は検察官の世界にもそれが持ち込まれました。

—それにしても、今の内閣法制局はどうにもならない感じがします。以前は、違憲立法とかいろいろなことありましたが、それでも保守の良心のようなものは持っていたと思いますが。

小西 横島長官の時に、内閣法制局は減んでしまいました。そのきっかけは集团的自衛権の行使を容認した憲法9条の解釈変更です。私は元官僚の経験からも断言できますが、日本の法の支配を守ってきたのは実は内閣法制局です。大嘗祭への支出等を合憲と認めたことなどは誤りだと思えますが、それでも私の感覚では90点とか95点あげられるくらい、内閣法制局は厳正に法論理のみに基づいた仕事をしてきました。また、「法の番人」たる法制官僚としての矜持をもってやっていたのですが、横島長官が「昭和47年政府見解を用いた法解釈ですらないインチキ・ペテン」で全部潰してしまいました。そして、今、安倍総理と横島氏によって警察の世界までもが崩壊させられようとしています。3月17日、安倍内閣は横島氏を国家公安委員に任命する同意人事案件を国会に提示しました。最高法規の憲法を蹂躪し違憲立法を強行した横島氏のような人間が国民に法令を遵守させる警察のトップに適しているはずがありません。新型コロナウイルスの危機の中で、安倍政権による検察と警察の私物化が成し遂げられようとし

本部長の任免権、さらには都道府県警の警視正以上の幹部の任免権をすべてもっています。人事権だけでなく警察法上、個別の捜査にさえ介入できてしまいます。法の番人どころか、「安倍総理の門番」みたいな人物が入れば、それだけで雰囲気から変わってしまいます。警察が政権の機嫌を損ねるような活動や捜査をすれば、警察庁はもちろん都道府県警の中でも出世できなくなるでしょう。本当に怖いことだと思います。

横島氏のような人間が警察行政の中で最高の権力を持ち、かつ国民に法律を守る仕事をするというのですから、もはや行くところまで行き着いてしまった究極の事態です。「こいつらは国民の敵だ」と言われて、マスコミ市民も検閲を受けるかもしれません。そういう時代が一気に来ても不思議ではありません。

■怖いのは社会の同調圧力

—最後に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことで、いま緊急事態宣言が議論になっていますが、そのことについてお話を聞かせてください。

小西 いま日本には、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法など、緊急事態の宣言や布告に関する法律は4つある

ている、身の毛のよだつような局面です。

横島氏は、安保国会の時に、元最高裁判事の濱田邦夫先生から「法匪」と指弾されました。宮崎礼壹元法制局長官からは、「黒を白と言いくるめる類いと言うしありません」と批判されました。大森政輔元法制局長官は退官後に国家公安委員会の委員を務めました。安保国会の陳述の中で、「政権の暴論を許しているのは内閣法制局の任務の懈怠」と横島氏を直接批判しました。横島氏の人事については、ほとんど国会で追及されていませんが、私は菅官房長官に「国家公安委員会の委員をやられた元法制局長官から、法制局長官としてダメ出しされている人が国家公安委員会の委員になるのは正しいことですか」と質しました。その同意人事案件は4月18日までに採決されることになっているのです。

国家公安委員会は、警察の政治的中立を保障し、警察行政の民主的運営を確保するためにあるのです。そして、委員は「国民の良識を代表する者」とされているのですから、まさに狂気の人事です。今の委員は、三菱地所と読売新聞出身の人、そして裁判官と学者です。ここに横島氏が入ってしまったら、検察官出身の元法務官僚でもある彼に完全に抑えられてしまいます。彼は辣腕の官僚の中の官僚ですから、官邸の言いなりのまま警察をすべて牛耳ることでしょう。

国家公安委員会は、警察庁長官と警視總監、都道府県警ののです。その中の比較において、新型インフル特措法は私権を強力に制限する強権的な法律ではありません。例えば、緊急に病院を作るために土地を提供させるなどの規定はありますが、それはお金で補償することになっています。人が集まる施設を閉めさせる指示ができるようになっていますが、それに従わなかったときには施設名を公表することしかできません。ですから、はっきり言って従わないこともできるのです。つまり、法律そのものを見ると必ずしも非立憲的なものではないと思います。

また、これら4つの法律で事前の国会承認が必要な法律は一つもありません。そういう意味で、これはそれほど強権的あるいは非民主的なものではないのですが、では安倍政権においてこれを新型コロナ禍に適用できるようにしているのかということ言えば、安倍政権で適用するに際しては国会承認という仕組みをきちんと設けるべきではないか、という議論は正論としてあると思います。結果的には、付帯決議で事前の報告を求めることになりましたが、安倍政権下でこの法律を好きなように使えるようにするのは非常に問題があり、冷静な監視が必要です。

法律自体に罰則はなくても、怖いのは同調圧力です。安倍総理による一斉休校にしても、安倍総理にはそうした要請をする法律上の権限もなければ、各自自治体の教育委員会には要

請に従う法律上の義務もないのに、みんなそれに従っています。同調圧力で何でもなびいてしまい、物事の本質や普遍的な価値に基づいて冷静な議論ができないところが日本社会の弱さです。(※インタビュー後、緊急事態宣言を受けて警察庁はその当日の4月7日のうちに全国の都道府県警に、街中の市民への外出自粛の声掛けをするように事務連絡を发出しました。その法的根拠を尋ねると、すぐには答えられず、警察法2条の「警察は、個人の生命、身体の保護に任じ」であるとしたのです。議論が必要な解釈だと思われまます。)

そういう社会の中で、安倍政権が緊急事態を宣言するとなれば、悪用されることが考えられます。社会の同調圧力を使って、憲法改正を狙ってくるかもしれません。変な理由をつくって、「国民を守る憲法にしよう」「新型コロナウイルスに負けない憲法にしよう」などと言って、社会的なショック状態を利用して発議に繋げてくることもあるかもしれません。あるいは、緊急事態宣言の下で社会をバンバン締め上げておいて、危機の出口が見えた頃に「自分のリーダーシップで克服したぞ」と言って、「コロナに勝利した証の総選挙と国民投票だ」みたいなことは十分あり得る話です。

——緊急事態宣言が、改憲の露払いには十分なるような気がしますね。

小西 ですから非常に怖いのです。今は戦後の世界がほとんど経験したことのないような社会、経済の混乱ですし、暮しの糧を失った国民、経営が行き詰った会社もたくさん出ていますので、本当に怖い状況です。参議院予算委員会の最終盤で、共産党の議員が「黒川氏の勤務延長は暴挙だ」と厳しく批判した際には、安倍総理はにやにや笑っていました。検察を私物化するようなことは絶対に政治がやってはいけないことだと言われているのに、自分がやっていることがわかっていないのです。皮肉なことですが、それが安倍総理の一番の強さなのです。そうだとすれば、私たちは何がいけないのかの本質と核心をみんなでも共有し、それを繰り返し、繰り返して政権にぶつけていくしかないのです。逆に、それをやらないと相手は「どうせたいした追及も受けられないから」と足元を見えます。暴政が重ねられます。安保法制の後に「昭和47年政府見解の曲解による論理の捏造」という違憲の立証(核心)を繰り返し国会で安倍総理に痛撃し、マスコミや学者が国民に訴え世論化していれば、黒川人事と黒川法案、そして横島人事はなかったはず。安保法制や「黒川法」を廃止し、平和主義、民主主義、法の支配を奪還するためには、安倍総理に「飯論法」などを許さず彼がのたうち回ることになる。違憲・違法の核心を追及し続ける必要があります、それができるかどうか。日本社会の分かれ道になるのではないのでしょうか。